2022年2月　ADRセンター調停人候補者養成研修　効果測定問題

ADR法　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　VOD受講

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　講師：東京都行政書士会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　行政書士ADRセンター東京

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山本恵美子

日本行政書士会連合会の中央研修所　研修サイト内の講座一覧の中からADRビデオ講座

の目次2ページ目の<ADRビデオ講座>手続編(3)「調停手続の流れ」を受講して以下の

問題の正誤をお答えください。

1. ADRセンターの調停手続は私的な紛争の解決であるので、紛争解決の目的が強行法規に反していても構わない。
2. 一件記録(手続実施記録)の保存期間は7年間である。
3. 申込人から調停の申込代金を受領したので、相手方からは費用などの手数料はいただかない。
4. 申込人からの調停申込が受理されたので、相手方に通知書を送り、応諾要請をした。相手方から返答があるまで、無期限で待たなければならない。
5. 裁判外紛争解決手続は公正かつ適正に実施されなければならない。公正というのは、「不正やごまかしがない」ということで、例えば調停人など手続きを実施する人が当事者の関係者でないことや、紛争解決にあたって当事者に何らかの圧力をかけたりしない、ということを意味する。
6. 申込みに関わる事案の、手続管理委員や手続管理委員であったものも、その事件の調停人として選任することができる。
7. 調停手続を申し込んだものの、調停を実施する前に相手方と話し合いがついた場合は、調停の手続を終わらせるために終了の申出が必要である。
8. 当事者から聞いた情報の取り扱いには十分注意が必要で、傾聴を心がけるあまりに当事者を自分だけの味方かのように勘違いさせないという手続管理委員の配慮も必要である。
9. 手続管理委員は、申込書などに表れていない当事者から聞き取った内容でも、紛争解決に役立ちそうだと思った場合は、調停人に漏らしても良い。
10. 担当弁護士は、申込みについて、強行法規、公序良俗に反するおそれの有無や高度な法的判断の要否についての検証を行う。